保育施設等利用開始後の手続きについて

◎ 支給認定変更申請(届出)

支給認定証の記載内容や保育を必要とする事由等に変更があった場合は、必ず、下記の変更の申請(届出)をしてください。必要な手続きを行わない場合、認定が無効となりますので、ご注意ください。

(※)支給認定の変更は、玉川村教育委員会において申請書類及び必要書類を受理後、原則、翌月の初日からとなります。変更がある場合は、お早目に手続きください。

変更後の内容により、有効期間や利用者負担額(保育料)が変更になる場合があります。

【支給認定変更の手続きについて】

変 更 内 容			必 要 書 類
	注 际	玉川村内で転居した	「支給認定変更申請書(兼変更届)」+「支給認定証」
住所		玉川村外へ転出 (※1)	「退所届」+「支給認定証」
保護者の連絡先が変更になった		発力が変更になった	「支給認定変更申請書(兼変更届)」
氏名変更		在所児または保護者	「支給認定変更申請書(兼変更届)」+「支給認定証」
		その他の親族	「支給認定変更申請書(兼変更届)」
保護者の変更			「支給認定変更申請書(兼変更届)」+「支給認定証」
		保護者の離婚・別居	「支給認定変更申請書(兼変更届)」+「支給認定証」
			+ひとり親家庭と分かる書類(戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し等)
世帯	5構成の変更	保護者の婚姻	「支給認定変更申請書(兼変更届)」+「支給認定証」
	(%2)		+婚姻した相手の保育を必要とする事由を証明する書類
			(就労証明書等)(※3)
		上記以外の変更	「支給認定変更申請書(兼変更届)」
支給認定区分、保育必要量の変更		、保育必要量の変更	変更が必要となる状況が確認できる書類(変更後の就労証明書等)
	(*2)		+「支給認定変更申請書(兼変更届)」+「支給認定証」
	勤務先変更	就職・転職する	新しい勤務先の「就労証明書」+「支給認定変更申請書(兼変更届)」
			+「支給認定証」(※4)
		自営業を開業する	営業の確認ができるもの(開業届等)
			+「支給認定変更申請書(兼変更届)」+「支給認定証」
		育児休業明けで復職する	復帰月前月 「就労証明書」+ 支給認定変更申請書(兼変更届)」
			+「支給認定証」
事			復職後 「就労証明書」(※4)
	求職活動(※5)		「求職活動申立書」+「支給認定変更申請書(兼変更届)」
			+「支給認定証」
			「入所理由申立書」+ 母子健康手帳の写し(保護者の氏名と分娩予
曲		妊娠•出産	定日記載ページ)+「支給認定変更申請書(兼変更届)」
	妊娠• 适连		十「支給認定証」
			(注)保育を利用できる期間は、出産予定日の前後8週間です。
	育児休業を取得する(※6)		「入所理由申立書」+「育児休業期間が記載された就労証明書」(※4)
			+「支給認定変更申請書(兼変更届)」+「支給認定証」
	티	CWIAAO (WO)	(注)保育を利用できる期間は、育児休業の対象児童が1歳に達する
			日の属する月の末日までです。

変 更 内 容			必 要 書 類
	疾病•障害	病気になった	「入所理由申立書」+「診断書」+「支給認定変更申請書(兼変更届)」
			+「支給認定証」
		障害者手帳が	「入所理由申立書」+身体障害者手帳等の写し+
		交付された	「支給認定変更申請書(兼変更届)」+「支給認定証」
	介護・看護をする		「入所理由申立書」+診断書や身体障害者手帳、介護保険証等、要看 (介)護者の病状が証明できる書類の写し
曲			+「支給認定変更申請書(兼変更届)」 +「支給認定証」
	就学する		「入学理由申立書」+在学証明書等の写し+授業カリキュラム表など
			就学状況が確認できる書類の写し+「支給認定変更申請書(兼変更届)」
			十「支給認定証」

(※1) 村外に転出後も、在所していた保育施設等の継続利用を希望する場合は、転出先の市町村において所定の手続きが 必要です。継続利用を希望する場合には、教育委員会までお問い合わせください。

(※継続利用希望に添えないこともあります。)

- (※2) 利用者負担額(保育料)が変更になる場合があります。
- (※3) 婚姻した相手の転入日が1月2日以降の場合、1月1日時点の住所地での住民税課税証明書等が必要です。
- (※4) 就労予定(復職予定)で申込みされた場合は、就労開始後1ヶ月以内に就労証明書を提出してください。
- (※5) 求職活動中で、保育所等を利用できる期間は、支給認定後90日を経過する日が属する月末までとなります。 期間中に就労証明書を提出した場合には、利用可能期間を延長します。

(月64時間以上の就労で保育施設等の利用対象となります。)

- (※6) 育児休業中は、本来は保育が必要な状態ではありませんが、次の条件を満たす場合は引き続き利用ができます。
 - (1) 保育所等の利用開始時の状態が「就労」であったこと。
 - ※注 利用開始時に「出産」の事由だった場合は、出産の認定期間で保育施設等の利用は終了します。
 - (2) 育児休業の期間が、最大で生まれた子の1歳の誕生日の前日までであること。

◎ 現況届

支給認定を受けた方には、毎年認定要件の確認のために「現況届」を提出いただきます。

(時期になればご案内します。)

◎ 施設の退所・支給認定の取消し

保育の必要な事由を満たさなくなり、家庭での保育が可能になった場合や村外に転出された場合等は、施設の退所手続き及び支給認定の取消しの手続きが必要となります。